六　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

第四十九条の二第四項の表第四十八条の二第一項第二号及び第五号の項の次に次のように加える。

第四十八条の二第一項第六号	投票所	指定在外選挙投票区の投票所

第五十七条第一項中「五日」を「二日」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百六十九条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用）」に改め、同条中「関して」を「関する」に、「を適用する」を「の適用」に、「政令の」を「政令で」に、「当該市に」を「指定都市に」に、「第二十二条」を「第二十二条第一項及び第三項」に、「同条」を「同条第一項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「その日において当該区又は総合区の区長又は総合区長」を「同日において当該区（総合区を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の区長（総合区長を含む。以下この項及び第三項において同じ。）」に、「当該市の」を「当該指定都市の」に、「に当該区又は総合区の区長又は総合区長」を「に当該区の区長」に改め、「者）」の下に「と、同条第三項中「有する者」とあるのは「有し、かつ、当該選挙時登録の基準日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者（前条第二項に規定する者にあつては、当該指定都市の区域内から住所を移す直前に当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されていた者）」」を加える。

第二百七十条第一項中「によつて」を「により」に、「する届出」を「行う届出」に、「間にしなければ」を「間に行わなければ」に改め、同項ただし書中「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項第一号中「同条第九項において」を「同条第九項の規定により」に改め、「同じ。）」の下に「の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第二十四条第一項各号に定める期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）」を加え、同項第三号中「又は」を「の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第三十条の八第一項各号に掲げる期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）又は第三十条の十二において準用する」に改め、同条第二項中「する」を「行う」に、「によつて」を「により」に、「しなければ」を「行わなければ」に改める。

附則第六項中「「申請」を「「、第三十条の七第一項中「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）」とあるのは「及び生年月日」と」を削る。

第二条　公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二十八条中「次の場合」を「次の各号のいずれか」に、「第三号の場合に該当する」を「第四号に該当するに至つた」に改め、同条第二号中「及び」を「又は」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

第三十条の二第三項中「基づき、」を「基づき」に改め、「登録を」の下に「行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）を」を加え、同条第五項中「以下」を「第二百五十五条の四第一項第一号及び第二百七十条第一項第三号において」に改める。

第三十条の四の見出し中「被登録資格」を「被登録資格等」に改め、同条中「は、」を「在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下同じ。）は、」に、「次条第一項」を「次項及び次条」に改め、「）で」の下に「、同条第一項の規定による申請がされ、かつ」を加え、「の登録の申請に関し」を「に関する事務について」に、「の登録の申請に関する」を「に関する事務についての」に、「同条第一項及び第三項」を「同項及び同条第三項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　在外選挙人名簿への登録の移転は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、次条第四項の規定による申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行う。

第三十条の五の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「在外選挙人名簿に登録されていない」を削り、「の登録の申請に関し」を「に関する事務について」に改め、同条第二項中「の登録の申請に関し」を「に関する事務について」に、「申請を行う」を「当該申請をする」に改め、同条第三項中「各号に掲げる場合」の下に「の区分」を加え、「その申請をした者の」を「その申請をした者に係る前条第一項に定める」に改め、「資格」の下に「（次条第一項及び第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録資格」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

4　年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

5　市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請があつた場合には、政令で定めるところにより、外務大臣に対し、当該申請をした者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見を求めなければならない。

6　外務大臣は、前項の規定により第四項の規定による申請をした者の国外における住所に関する意見を求められたときは、政令で定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、当該申請をした者の国外における住所に関する意見を述べなければならない。

第三十条の六の見出しを「（在外選挙人名簿の登録等）」に改め、同条第一項中「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「における在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「登録」を「在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

第三十条の六に次の一項を加える。

5　市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転をしたときは、在外選挙人名簿に関する事務について前条第四項の規定による申請をした者の住所を管轄する領事官を経由して、当該申請をした者に、在外選挙人証を交付しなければならない。

第三十条の八の見出し中「に関する」を「等に関する」に改め、同条第一項中「在外選挙人名簿の登録」の下に「又は在外選挙人名簿への登録の移転」を加え、「当該登録」を「これら」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から三日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに在外選挙人名簿に登録し、若しくは在外選挙人名簿から抹消し、又はその者について在外選挙人名簿への登録の移転をし、若しくは在外選挙人名簿からの抹消と同時に選挙人名簿の登録（選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をいう。）をし、その旨を異議申出人及び当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する場合に限る。）をし、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。